

上田市立傍陽小学校いじめ防止基本方針

上田市立傍陽小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒の生命や身体に重大な危険を感じさせる恐れがあります。このようないじめが根絶するよう、上田市では別記により「上田市いじめ防止基本方針」を策定しています。

傍陽小学校でも、この「上田市いじめ防止基本方針」を受け、次のような「上田市立傍陽小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめの定義

いじめとは、児童に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものである。

2 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために次の基本方針を策定した。

- (1)「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2)子ども達、教職員の人権感覚を高める。
- (3)子ども達どうし、子ども達と教職員、教職員どうしの温かな人間関係を築く。
- (4)いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5)いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

3 いじめ防止等の対策の為の組織

校務分掌に「いじめ・不登校等対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭（不登校対策）、教務主任、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育係、学級担任、養護教諭、学校評議員とする。必要に応じ、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めて行く。

※年1回は、学校評議員会の折に本校の実態等をお知らせし、アドバイスをいただく。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。

※人権・同和教育係、生徒指導委員会担当との連絡・連携を密にする。

※他の委員会同様、委員会がきちんと機能しているか点検・見直しを行う。

4 具体的ないじめ防止の方策

(1)いじめ防止の為の日常的な取り組み

- ①子ども達一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できる

ような学級づくりを行う。

- ②わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③思いやりの心や命を大切にすする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を道徳の時間や学級指導の時間、いのちの月間（人権同和教育の時間）などの指導を通して育む。相談週間の折に全児童と相談の機会を持つ。
- ④人権同和教育の授業を保護者の方々に公開し、家庭でも話題にしていただく。
- ⑤「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようにあらゆる機会の中で指導する。
- ⑥「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり（知らせることは悪いことではない）、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑦情報教育（総合的な学習の時間）では、はじめに“情報モラル”を守ることを時間をかけて扱う。
- ⑧職員は、子ども達や保護者からの話を親身になって聞く。また、子ども達の日記や保護者からの連絡帳をていねいに読む。
- ⑨「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTAや学校安全連絡協議会などの会合、学校だよりやホームページなどを通して伝える。
- ⑩年2回の「なかよしアンケート（いじめ・体罰も含めて）」を実施し、児童の様子を把握する。
- ⑪年2回、「相談週間」を実施し、児童とのコミュニケーションを深めると共に、児童の実態を把握する。
- ⑫全校でQ-Uアンケートを実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な児童への支援を行う。

(2)早期発見・早期対応の為の方策

- ①職員の最初に、児童理解の時間を設け、“生徒指導委員会”“いじめ・不登校等対策委員会”からの報告を基に、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあった場合は、職員朝会（必要な時は臨時で開催）で情報を共有し、全職員で注視する。
- ②少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
- ③“なかよしアンケート”“Q-Uアンケートの結果”等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ取り、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

(3)相談体制

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。
- ②心の教室相談員は、1年間を通して、全校すべての児童と相談するように心掛ける。校長教頭との懇談から、教育相談が必要と思われる児童との相談を行う（窓口は教頭）。また、日々の相談の中から、気になることがあれば、校長・教頭・学級担任に様子を伝える。

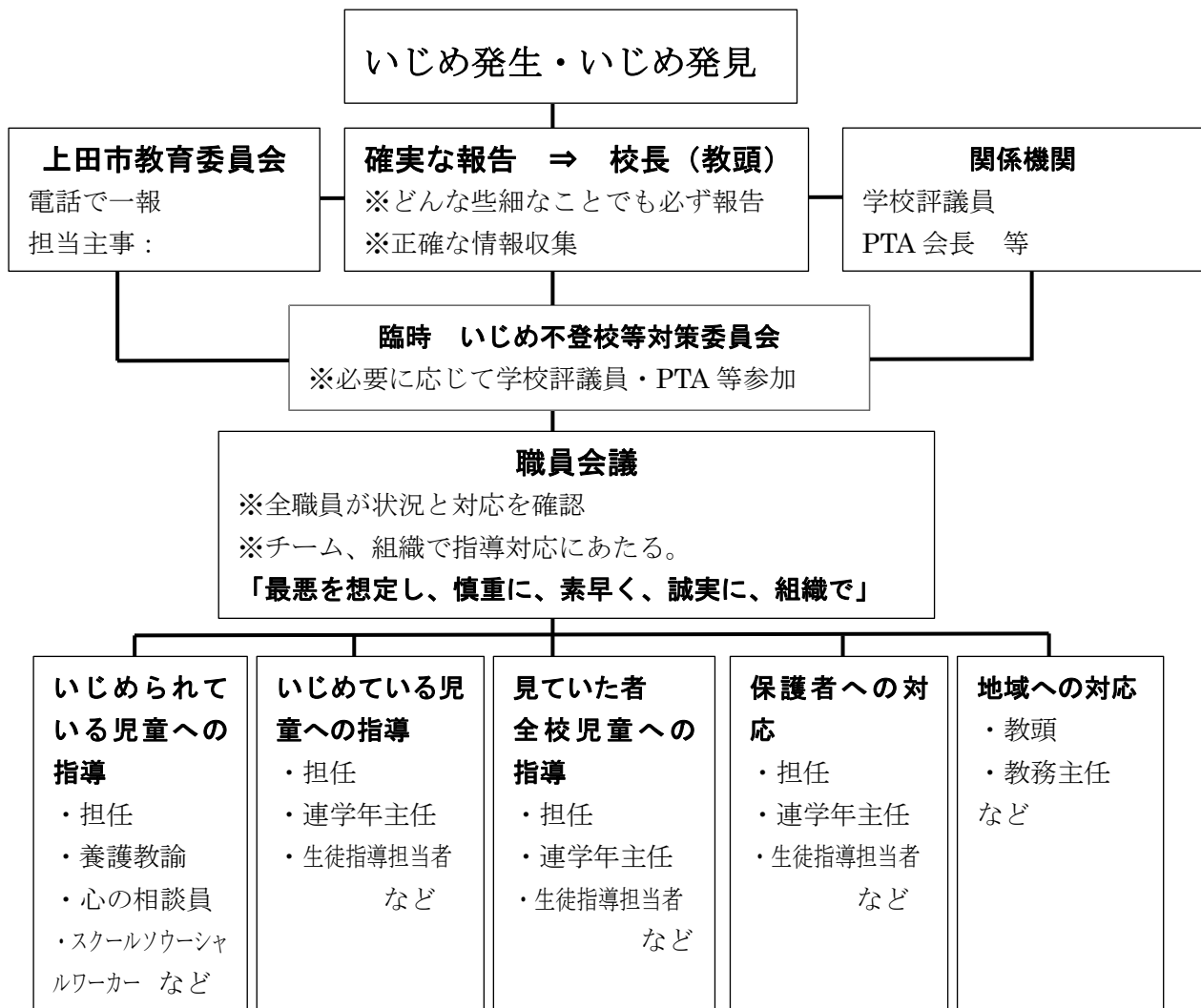
- ③担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。
- ④全職員、“元気がない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会で名前があがっている子ども” に積極的に声がけを行う。
- ⑤いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。

(4)校内研修

- ① ソーシャルスキルやユニバーサルデザイン等についての職員研修
コミュニケーションや状況判断に困難を抱える子どもについて、講師を選定し、よりよい支援の在り方を学ぶ。
- ② 真田地区学校職員会前期同和教育研修（7月30日）
真田地域の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。
- ③ 学級経営研修 Q-Uアンケートの分析法
学級経営の中間見直しのためのひとつの資料とするためQ-Uアンケートを実施。1 学期運動会あけに実施し、学級スタートの状況を振り返り、学級経営に生かす。Q-Uアンケートの分析法を学び、学級の状態をつかむ一助とするとともに、いじめ等心配される児童を把握する。
- ④ P T A 講演会
真田支会合同による P T A 講演会（昨年度会場は、真田中央公民館）
P T A 会長会主催による。11 月に実施の予定だが、期日は未定。
- ⑤ 支会後期人権同和教育研修会（10月31日）
人権同和教育の授業を通して、人権感覚を養う授業はどうあったらよいかなど研修する。

5 いじめが見つかったときの対応（傍陽小学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）



6 重大事態への対処

(1)いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

(2) “上田市教育委員会の設置する組織” の指導の下に “傍陽小学校の「いじめ・不登校等対策委員会」を母体とする組織” を設置し調査・報告・対応に当たる。

※ “上田市教育委員会の設置する組織” の指導の下、「傍陽小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。

7 いじめを早期発見するための指導計画

学期	月	指導内容
一学期	4月	学級開き…「みんななかよく、いじめのない学校・学級作り」の意味づけ
	5月	運動会に向けて…一人一人のがんばる姿の認め合い、学級が一つにまとまる充実感の指導 縦割り班の活動・・・他学年への友達の意識、頑張りの姿を認め合っていく。 縦割り清掃の実施①・・・他学年と協力し合い、分担箇所の清掃に取り組む。
	7月	楽しい水泳…みんな仲良く安全な水泳の意識付け なかよしアンケート①の実施 → 相談週間
二学期	8月	がんばった水泳…水泳における一人一人の頑張りを認め合う
	9月	音楽会に向けて…学年で仲良くまとまって演奏を創り上げる過程を通して、お互いを認め合う意識付け 縦割り清掃の実施②
	10月	音楽会…自分の学年のがんばりを認め、他学年の友達の良さを認め合っていく。
	11月	なかよし旬間…同学年の友達、他学年の友達等への思いやりの心・認め合い 「なかよしアンケート」②の実施→相談週間 マラソン記録会に向けて…仲良く励まし合って、体力作りを行う 縦割り清掃の実施③
	12月	相談週間…辛いことや悲しいことを学級担任に分かってもらう
三学期	1月	新しい年に向けて…「みんな仲良くいじめはしない」ことを念頭の誓いとする ひまわり学級学習発表会・・・「ひまわり学級」のお友だちの良さを確認し、認め合っていく。 縦割り清掃の実施④
	2月	スケート・スキー教室・・・みんなで仲良く楽しいものにする意識付け
	3月	「進級・卒業」に向けて…一年間の一人一人の頑張りを確認し合い、残された学校生活をより一層楽しいものにする意識付け 「一年のまとめ」…友達との関わりを振り返り、友達の良さをお互いに確認し合って、4月からの新しい学年への期待感を醸成